

第1回障害児の支援体制検討会の結果（概要）

日時 令和7年6月25日（水）15：00～17：00

場所 小田原市民交流センターUMECO 会議室5

議題1 座長の選任

委員の互選により座長に岸川委員を選任。

議題2 会議の公開、非公開について

原則に従い、公開と決定。

議題3 在宅・地域生活における障害児養育の現状と課題

障害児入所施設における障害児養育の現状と課題

里親の障害児受入れの現状と課題

(1) 認識合わせと論点整理

（県・障害サービス課）

検討会設置の主旨、検討内容を資料1に沿って説明。

【検討内容の概要】

社会的養護を必要とする児童支援においては、施設での養育、施設養育の中でも小規模グループ化や家庭と同様の養育環境として里親による養育も進んできている。しかし、同じように社会的養護を必要とする「障害児支援」においては、施設での養育がほとんどで、その中でも小規模グループケアを実施する施設は全体の30%弱で、里親への委託は社会的養護を必要とする障害児のうち1%となっており、家庭的な環境、家庭と同様の環境で養育を受けられる児童は限られていることが分かる。

また、自立に向けたステップとして障害児入所施設での措置延長や特例による給付費等の支給を継続し、23歳に達するまで入所継続することは制度的には可能ですが、幅広い年齢層の児童が生活する環境で将来の生活を見据えた自立に向けた支援を受け、年齢の区切りで自立を求められることになる。

児童養護施設等では、退所後のアフターケア等のフォローがあること等を見ても、障害児はより早く自立を求められている状況。

このような状況を受け、在宅・地域生活における障害児養育の現状と課題、障害児入所施設における障害児養育の現状と課題、里親の障害児受入れの現状と課題についてご意見をいただきたい。

（神奈川県立保健福祉大学 岸川委員）（座長）

今回様々な専門の方がいらっしゃいますので、現状や課題、将来的な夢の部分も含めてお話いただきたいと思います。

想定される障害のある子供の障害像をどの程度イメージしているかは先に共有したほうが良

いかと思います。

私に関わっている児童養護施設ですと、半分以上が支援級に通っていて、何かしらの発達障害の特性や配慮が必要な状況で、いわゆるグレーゾーンと呼ばれている子供たちだと思うが、そういった子どもたちを含めた障害児というくくりなのか、支援としてはとても専門性が高く、重度の知的障害や自閉症・ダウン症があつてそれゆえ家族も養育困難な状況にあり、障害児入所施設の利用が必要な重度のお子さんなのか、というところなのですが、事務局のほうで想定していることがあればいかがでしょうか。なければ、ここでイメージを作れば、ゴールが見えやすいと思ったのですが。

（県・障害サービス課）

社会的養護が必要なお子さん。家庭で生活が難しい、例えば障害児施設入所への入所が必要なお子さん。里親による養育が必要、というような判断をされているお子さんについての支援を考えていきたい。

（座長）

障害のあるお子さん、ボーダーと言われるような児童等様々あると思いますが、ケースを挙げながら、社会的養護、里親や家庭的な環境で育てるイメージが持てるものを作り上げたい。

障害ゆえに家庭での療育が難しいけども養護施設で支援を受けているお子さんも多いと思う。

障害児の入所施設が定員いっぱいに入れない、措置できないこともあると思いますので、社会的養護が必要な、特に障害ゆえに配慮を要するお子さんという仮の定義づけをして進めていきたいと思います。

それでは、ざっくばらんにご意見いただきたく思うところですので、先ほどご説明いただきましたスライドの中で障害児養育の現状と課題というところから、現在どういう状況なのかお話しいただければと思います。

在宅地域ということなので、子育ての入口として、児童相談所としてその辺はいかがでしょうか。

（中央児相・三瓶委員）

児童相談所で療育手帳を始め、障害のお子さんの相談というのを広く受けています。その中で、地域で今児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービスが整ってきているので、小さいうちから療育手帳を持って、サービスを受けながら、地域で生活していくお子さんも増えてきている。

そういう中でお子さんにもいろいろ特性があり、環境の調整が必要であり、関わりに配慮が必要なお子さんも多く、親御さんも何とか、サービスを利用しながら生活はしているけれども、生活が成り立たなくなってしまう、一緒に住んでいるきょうだいにも影響が出てしまう等があり、そうなる親御さんもお子さんと一緒に生活したいけれども、一時的にお子さんと離れて生活せざるをえないというご相談を受けることがあり、そういった判断をせざるをえない。

虐待に発展してしまいそうなリスクがあるご家庭は、前段階で市町村にご相談いただいて、ショートステイ等のサービスを利用されていらっしゃると思いますが、そういった対応だけでは難しくなり、一定期間お子さんと離れて生活する必要があるのではないか、という相談が増えてきている。

虐待に至っている可能性がある、通告ケースとして扱わざるをえないような障害を持ったお子さんについての相談も本当に深刻なケースがありますので、施設の急な一時保護のお願いということで、このところ当所だけでなく6児相全体がそんな動きあり、緊急的にお願いしたいケースが増えてきているように思います。

地域で支えることが難しくなってきたケースが児童相談所に上がってきて、成人になったときのことを見据えて、今小さいうちに、何ができるだろうと児童相談所でも今だいぶん苦慮しながら、ご家族ともご相談しながら、施設さんのお力もお借りしながら、支援をしているというところ です。

(座長)

例えば障害のあるお子さんとそうではないお子さんを比べて、虐待案件で繋がったケースの、その子供の特性について何か特徴的なところがあるか。

(中央児相・三瓶委員)

虐待の背景に障害があって子育てしにくいとか、関わりの難しさがあってというケースはあるが、障害があるから直接虐待になるということではない。

親御さんもいろいろ考えながら対応されているが、なかなかそのお子さんの特性を理解した対応というのが小さいお子さんは、より難しいところもあり、力で抑え込んでしまうとか、何かものに頼ってしまうとか、そういった結果として、虐待のような構図になっているというケースもあると思います。

育てにくいお子さんの中には知的障害にあわせて発達障害があり、それと併せてその虐待に愛着障害などが絡んでくると、より複雑になってきてしまうっていうところの難しさもあると思う。

(座長)

保護が必要なお子さんの中で、一定期間家庭を離れて生活することが望ましいという判断をせざるをえないお子さんを一時保護する場合、一時保護施設があると思うが、障害のあるお子さんの場合には、障害児の入所施設の緊急的な一時保護という形で、対応していただくこともあるということか。

(中央児相・三瓶委員)

重度のお子さんを児童相談所で一時保護した場合、対応が難しい。特別な配慮が必要であったり、人的な配慮も必要だったりしますので、そういうところでは障害児入所施設に一時保護委託するということになる。

(座長)

では、また在宅、地域生活における、障害児養育の現状、特に現状という部分で、情報共有をしていきたいと思います。

(里親センターひこばえ 矢内委員)

根本的なところの質問ですが、障害児が社会的養護の対象になる、家庭で生活できなくなる、施設入所するとか、成長していく中でも障害だけが原因とは限らないけれど、家庭である程度生活して入所になるっていうケースが多いのか。

私は乳児院なのでどちらかというと、子供の問題より先に親の問題で社会的養護が必要になっている子が多く、乳児院の中で成長を見ていたら、発達の遅れが出てきて実際精陽学園さんとかにお願いしている子が多いので、それが家庭での養育が必要な児っていう元のところが、どちらだろうと疑問に思いました。

社会的養護が必要になる子は本当に家族とか親側の理由で預かる子もいると思えば、例えば障害児の施設にいて親の面会が全然ない子とかの家庭養育を考えると、また違うと思う。

実際は乳児院とかから施設とか、あと児童養護施設で生活してから、わらべの杜さんとかだと、措置変更という形でいくことが多いと思うのですが、在宅から来るケースとどのように違いがあるのだろうか。

(社会福祉法人 わらべの杜 勝村委員)

わらべの杜は基本的に中軽度のお子さんが多い施設です。

社会的養護、ネグレクト、身体虐待、あとはもう完全に、言葉悪いですが、産み捨てのようなお子さんで、乳児院から児童養護施設からのわらべの杜というケースが多いのが実態です。

ここ最近、少しずつご家庭にいたけれども、やっぱり不適應、ご家族の問題、あとは当然ご本人の問題もあるのですが、そういったところがあって、入院をされていて、入院から自宅に戻るためのステップとしての、措置入所から家庭に戻ろうっていう利用のお子さんもいらっやいます。

あとは、一時保護所で保護をしていたけれども、一時保護の中でも不適應を起こしてというところで、依頼があり一時保護を当施設で行いながら、その後入所みたいなケースまで、このところは割と在宅のケースもちらほら増えてきている印象があります。

(中央児相・中野委員)

障害児入所施設の場合、措置入所と契約入所があり、措置は虐待、県立の子ども自立生活支援センターの障害児入所施設部門では、児童は大体30人ちょっといるのですが、そのうち契約入所は4人だけという割合です。

わらべの杜さんも同じような感じだと思いますが、弘済学園さんだけは、契約入所が7割ぐらいですかね。弘済学園さん以外のところは契約入所が1割ぐらいいるか、いないか、という感じですね。

(社会福祉法人至泉会 精陽学園 峯本氏) (市川委員の代理出席)

精陽学園も1人だけです。契約ケース。

(中央児相・中野委員)

ですので、入所児童のほとんどは虐待で、在宅からくる子もいれば、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設からくる子もいます。

(座長)

子供たちが社会的養護の状態に至る経緯は十分把握しなければいけないと思います。例えば契約が比較的多い弘済学園さんの場合だと、家庭からのオーダーで、問題行動を解消して欲しいというトレーニング的な感じもあるのかというイメージがありました。

それに対して、家庭環境で乳児院のときからお子さんを預かっていて、育てていくプロセスの中で実はこういう特性があり、より配慮が必要なケースが圧倒的に多いという理解の下でこの社会的養護を考えていく必要があると思いました。そういう理解（措置が多い＝虐待が多い）でいかがですか。

気になったことがあったらぜひお話いただきたいですし、ご質問をいただいても良いと思いますので、ざっくばらんに意見交換できればということで大丈夫でしょうか。事務局の皆さんそれでいいですか。

(県・障害サービス課)

はい。

(座長)

小田原市子ども若者支援課の上田さんの方からも地域の方からいかがですか。

(小田原市 子ども若者支援課 上田委員)

座長から障害の程度の認識で施設に入っている子ぐらいをイメージしてという話ですけど、自分の担当はほとんど、発達障害だったり、グレーだったりっていうのが中心になっている。

とはいえ去年から、小田原市は体制整えて、基本的には子ども若者支援課を経由して児童発達支援等を使う状況になっている。

自分たちのところに見えてくるのが、ほとんどそういう発達障害の子であり、課題感として、保育園、幼稚園、と連携して支援している子を多く見ている。

このお話いただいたときに里親さんが預かって、自分たちと相談しながら、というときに発達障害の子でしたらお手伝いできるだろうと思っていますが、重度ですと、支援経験がないとか、見たことがないという状態に近い。

(座長)

重度に限らず放課後等デイサービス、児童発達支援を使われるケースのお子さんにおいてもリスクの高い家庭もあるのかもしれない。

親の都合で虐待に繋がってしまうとか、入所の一時保護、入所の措置が必要のある可能性もある。

明らかに重度ではないけれども、何か、今の子ども若者支援課さんの方で対応していて、配慮が必要なケースとの出会いなどがあれば教えていただけないか。

(上田委員)

手が出ているという話は、頻繁に自分たちにも入っている。横に要対協の係があるので、要対協の係とやりとりすることは多い。

要対協の方と叩いていることについて、大きな課題として話し合うというよりも、子供にどう向き合うかということで、要対協がやるよりも自分たちがやった方が、支援に繋がるということで、要対協には知ってもらいが、自分たちが支援を続けることが多い。

(座長)

ありがとうございます。今度は障害児入所施設における障害児養育の現状というところをお話いただきたい。そこから見えてきた在宅地域の課題というところも、挙げていただきたいと思います。

障害児入所施設ですと勝村さんと峯本さん。矢内さんは乳児院ですね。では、入所型の施設の現状、今感じていらっしゃるなどをお話いただきたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。勝村さんお願いします。

(勝村委員)

入所施設における課題としては書面の方にも上がっております、人員不足、職員の不足を感じている。配置基準としての不足ではなくて、人手不足。

わらべの杜はユニット型の施設なので、1人体調不良の子供が残れば、1人大人を残さなければならない。そういった人手不足は日々深刻化している。

人手が足りなくなると、お子さん一人一人に合わせた支援が難しくなり、子供たちのメンタル、情緒面の安定っていうのが図りにくくなり、問題行動の増加に繋がりがやすくなってくる。

非常に子供たちの安全とか、成長、それから生活の質、人的資源の安定した確保っていうのは、本当に大きな課題だなあというところで感じているところです。

入所している児童については、最近では軽度の知的障害ASD、ADHDの子の入所が増加している。それに合わせて、愛着障害、それから精神科に通うなどの精神的な課題を抱えている子どもも多く、対応の難しさがある。

暴力的行動に出てしまう子に対して、どのように向き合っていくかを課題として感じている。

ユニットケアを行う施設としては、児童同士のマッチングの難しさがあり、障害が軽度の子と重度の子が同じ空間で生活をともにするのは難しく、定員が空いていたとしてもさまざまな

児童の受け入れができない。

最近の傾向で、入所候補の児童が幼児年齢であるということが珍しくなくなっている。

幼児の受け入れを検討しているが、障害児の入所施設は、児童発達支援事業の利用が基本できないので、受入れは考えるけれども療育を目指すことができない。そうすると地域の幼稚園で集団を経験する選択肢しかないが、地域の幼稚園には断られてしまう。

そうすると1日ずっと施設で幼児を見なければならぬ。人手不足の中で月曜日から金曜日まで確実にその幼児に、職員を配置するのは断念せざるをえない状況。

一時保護、地域でいうと短期利用、どちらも必要な資源であって地域ニーズとしては大きいので、施設として大切な役割であるというところは認識しておりますが、入所している子どもからすると、自分の住みなれた環境に全く知らない子がやってくる。というような状況に対して、その精神的な負担を訴える子が出てきている。これについても誰を優先するかっていうようなお話ではなく、すでに生活している子供と、支援を必要としている子の受け入れの両立、これをどういうふう to 実現させていくのかっていうのが、大きな課題としては感じているところでございます。

(座長)

幼児期の子は受入れしても制度上児発が使えない。小学校に上がれば学校に通い、昼間の時間は外に出る、長期休みの期間以外は外と繋がることできる。

幼児だと、ずっとお預かりをせざるをえない状況があるということですね。
ちなみにユニットケアの1ユニット人数は何人ですか。

(勝村委員)

女の子は定員6名が2ユニット、男の子は定員8名が4ユニットです。

入所児童の年齢層は、現在小学校2年生から高校3年生までのお子さんが生活している。

高校を卒業した後は、多くの子がグループホームで生活をしながら、障がい者雇用枠での就労、もしくは就労移行支援事業の活用。直Bの子もいます。

(座長)

高校3年生から一般奨学サービスに繋がって、就労系の事業者ですね。平均的な在園期間はどれくらいでしょうか。

(勝村委員)

その年によって変わってくるものだと思うが、わらべの杜は12年前に開所し、小学校1年生からいた子が、この3月で高校3年生に卒園をしたところだ。

今年度で割とガラリと入れ替わって、在園期間が短くなりましたが、昨年までは10年超えの子たちが多くいたのが現状でした。

(座長)

そうすると1度お預かりした子もそのまま高校卒業生まで長くいることが多い。途中で退所して、家庭に復帰することなどはあまりないということか。

(勝村委員)

最近増えてきている状況にはある。あとは、精神科病院に入院したけれども、家庭にはすぐ戻れないから一旦施設で受けとめて家庭復帰を目指すというところもあります。初めちょっと、慣れない受入れだったのが、どうかと思っていたのですが、通過施設っていうふうに考えれば、役割としてあってもいいのかなっていうところで、割と精神科から退院してくるケースは多いです。

(県・障害サービス課)

理想という中で子どもの育成を考えたら、どうあるべきか、というお考えがあれば教えてください。

先ほど、幼児でも例えば児童発達支援があるとか、地域にいれば、当たり前に見えるけども施設にすることで、見えなくなりますが、それは子どもの成長ってことを考えた場合にどうあるべきか、というところでご意見があれば。

(勝村委員)

幼児期の経験はすごく大きいと思っています。感覚遊びや粗大運動はこの年齢ならではの遊びだと思う。

あと、大人とのスキンシップ。施設の中でずっといるときに、本当にその素材遊びが十分に提供できるか。その粗大運動を存分にさせてあげられるか、あとまたその小集団であったとしても集団の中で、大人の声に耳を傾ける経験がさせてあげられるか。

生活の中ではなく、生活の外に出て生活場面じゃない大人から見ていただきたい、関わっていただきたいという思いがある。

わらべの杜で24時間過ごすのではなく、きちんとした集団に入れてあげたい。そこを経験させてあげて欲しいという思いがある。

(小田原市 上田委員)

わらべの杜の中で、里親さんに委託になったとか、入所しているが里親さんと何か交流があるとか。そういう事例はありますか。

(勝村委員)

あります。開所当初、児童養護から措置変更をして移ってくる子がほとんどでした。そもそも児童養護施設で里親を利用していた子たちが移行してきたので、多いとき5、6ケース、里親さんを利用しながら、わらべの杜で生活していたというような例がある。基本的にはその里親制度は、神奈川県でやっている3日里親の制度、月に1回もしくは長期休暇のときに、1週間程度の外泊をしながら、家庭生活の経験をさせてもらうところが目的。とてもよい経験をさ

せていただいております、卒園した子のほとんどが今も里親と関係が継続している状況。

感じている課題としては、多くの児童養護施設には、里親支援専門相談員の配置がある。里親さんに対する理解とかそのフォローをしていくノウハウというものが、その方たちにはある。その方たちは資格があるということでよいでしょうか。

（里親センターひこばえ 矢内委員）

資格ではなく、要件があります。児童福祉施設等で5年以上の養育勤務等。何か特別なことが必要ということではないが、経験上里親さんと接したり、里親支援専門員同士で研修したりする中で、専門性を身につけていく、というものです。

（勝村委員）

一方で障害児の入所施設にそういった配置はありません。3日里親を利用している子がいるときは園の中で里親担当を作って対応する。関連する会議に出たり、里親さんの対応をしたりしていくようになります。

ただ、障害児入所施設の方にその里親制度というのが馴染んでおらず、里親担当になれば、里親になるまでの流れや、どんな気持ちで里親になったのか、だからこういうふうな対応をすべきとかそういったものが見えてくるが、現場の職員は里親制度を詳しく知らない。イメージが持てないというのが現状だと思います。

ですので、積極的に里親の利用をしていこうという働きっていうこと自体が少ない。という課題が発生しているのではないかと思います。

また、発達障害を伴う、対応が難しいケースっていうのが近年増えてきており、預ける方も、受け入れる里親さんの方も、きちんとしたその支援体制の見通しが持てなければ、なかなか相互で受入れに踏み切っていくっていうことが難しいと感じている。

（座長）

里親制度を利用している子は、もともと違う児童養護施設の方から移ってきたお子さんが多い。結果的には、今も3日里親制度を使いながら時々、家庭的な雰囲気のところ、何日間か過ごすという理解でよろしいでしょうか。

里親制度のイメージとしては、養護施設でお預かりするお子さんの里親が見つかったらそこで、ずっと生活するようなイメージがあったが、1週間とか短いスパンで、里親さんに託していくという利用の仕方も多いということでよろしいか。

（精陽学園 峯本氏）

精陽学園は昔ながらの大舎制の50名定員で、男の子と女の子フロア、25名25名で分かれて部屋が3部屋で1人1部屋8人という昔からの施設です。園内でも長年建て替えをして欲しい、個室を作りたいという希望は子どももそうですし、職員からも上がっているところではありますが昔のままの運営をしている。

在宅・地域の話ですと、1日2名ショートステイを受けています。地域のご家族、短期入所

で使われるケース、中でも、ちょっと危うい子を受ける機会も少しずつ増えてきているように思います。また、ショートステイを新規で受ける前から、児童相談所の方から連絡があり、少し気にかけているケースということで事前に情報が入ることがある。スタートは児童相談所の一時保護の相談から入るが、調整していく中でショートステイを受けましようとなる機会もある。

実際にアセスメントや受け入れをする中で、親御さんの危うさとか、新規で短期入所のお受けをしたときに、ご家族から、「つい手が出てしまう」という話を聞いたことがある。

ショートステイがこうした虐待の一手手前で踏みとどまる過程の支援になっていることもあると感じます。

これはあくまでも肌感覚な話にはなりますが、ショートステイを受ける子は結構な割合で眠剤を服用している方が多い気がします。二、三日のショートステイで眠剤いらないのではと感じるケースが結構ある。

ご家族からすると、夜、夜中に起き出していろんなことやっているような状況が非常にストレス。子どもも夜はしっかり寝たい、そういう状態があり、親御さんはすごく困ってドクターに相談して眠剤を出してもらう、そういう流れがあると思う。

精陽学園が主に受けている子は肢体不自由の子で、療育手帳的にはA 1 A 2の手帳の子が多い、医療ケアはないが、大島分類で重心に該当する子も多く、軽度のお子さんは結構少なめとなっており、幅広く受けている。中には、虐待がゆえに、外傷性の障害で肢体不自由になった子もいる。障害と虐待の関連みたいなところは感じるところがある。

精陽学園も乳児院から受ける機会が多く、比較的肢体不自由のお子さん、動きがそんなにない子が多いのもあって、幼児を受けて欲しいという相談がとても多いです。今も5名ほどが幼児で多いときは50名定員で10何人という時代もあった。ただ、職員配置の課題はあると思う。

先ほど勝村委員もおっしゃってくださったように、幼児年齢期、幼児期の療育は大事なかなと思っていて、児童発達に通えんとか、そういう専門的な療育を受けられる、プラスして、施設入所のお子さんでもやはり、同年代のお子さんたちの集団の中で生活をする経験というのは、そのあとの小学部とか、支援級だったら小学校とか、そこに繋がっていくだろうというのは非常に感じる。施設の中で生活が完結してそこから小学校という流れよりは、通常の保育所や幼稚園での経験も含めて、集団生活の経験を通じてというところが大事だと思う。もちろん療育的な関わりの中でというのも当然あります。

幼児以外、過齡児、成人さんが1人いらっしゃいますがその方も、措置のお子さんで地域の生活介護に通えない。その方も12年小中高で生活して、卒業するとパタッと通って外に行けなくなってしまう。これも課題かなと思っていて、移行の段階にありますが、せめて児童施設にいながらも、準備段階として生活介護、就労Bとか、そういうところに通えるということがあっていいと思っています。

精陽学園は大規模な施設なので、先日施設長と一緒に、大阪のとある小規模ユニットの施設見学に行った。行く前は小さくすればいいってもんじゃないよね、なんて話をしていたが、小規模施設はとても魅力的で改めて学びになった機会であった。

職員に余裕やゆとりが生まれるという話であった。一人一人にケアの目をかけられる、手を

かけられることによって、権利擁護、意思決定支援等も「意識して」やるのではなく、「自然と」そういうかかわり合いができるようになる、という話もあり、とても勉強になりました。

(座長)

去年、アメリカのノースカロライナに行き、Teacchプログラムを視察しました。日本では、構造化というアイディアで、神奈川県立の施設でも実践されているところもあると思います。

自閉症の包括的なサービスを見にイギリスにも行ってきた。アメリカとイギリスで感じてきたこととして、日本でのTeacchプログラムは方法としては普及しているが、実際の支援の現場ではうまくいっていないことが多いと思う。

日本とアメリカの違いを、問題意識を持って行ってみました。構造化そのものは、絵を使ったコミュニケーション、視覚化されたスケジュール、物理的構造化というのは日本も全く同じだが、根本的な考え方が違っていた。

日本の支援は、問題行動がある人、集団になじまない人を安心して集団に落ち着かせられるように、集団の中で他人に迷惑をかけないように、問題を起こさないように、トラブルなくというのが日本のゴールという気がする。

アメリカとイギリスでは目標が一人一人の幸せ。「individual」という言葉で表すように、一人ひとりを大事にしていって、ゴールがその社会の中に参加できるとか、馴染めるようにというよりは、一人一人が「ウェルビーイング（幸せ）」であることがゴール。そもそもそういう価値観でないときっとどのようなことをやっても結果的にはうまくいかないと感じた。

意思決定支援は「ディシジョンメイキング」、決定を皆でメイキングしていく。本人に「あなたどういう意思がありますか」という確認行為ではなく、みんなでウェルビーイングに向かって、例えばどれを食べたら幸せになれるかなっていうのを一緒に考えながら、積み上げていくイメージがありました。それが日本語だと意思決定支援になるが、ディシジョンメイキングっていうのはすごくしっくりくる。

本人任せっていうよりは、今までの経験の中で、それをどのように進めるのかをみんなで作り上げていくのが大事にされていると感じました。

小規模化とか、家庭的な雰囲気であるがゆえに、individual、一人一人のことを中心に据えたような、関わりができると、子供たちの成長発達にはいい効果になるのではと感じたところ。

もしよろしければ、勝村さんと、峯本さんからお話いただいたところで、皆さんから何か、ここもう少し掘り下げて聞いてみたいというのがあれば、お伺いできればと思いますけど、いかがですか。

(県・障害サービス課)

障害児の入所施設は児童養護施設とは違った機能が求められていると法律的にもあると思っ
てはいる。子どもの成長を考えると、外部の専門的な要素も交えて育成していくことがいい
のではないかという話がある中で、障害児入所施設としては子どものこと考えれば、家庭

的な養護の部分に特化すべきということなのか、障害児の施設だから専門性もしっかりもった上で支援すべき等どのように整理したらよいか見解を伺えれば。

（精陽学園 峯本氏）

障害児入所施設で働く職員さんの保育士とか社会福祉士さんは専門性もある。そこですべて生活も療育も全部トータルでできるかといえば、なかなか児童発達支援と比べると敵わないな、と。やはりそういう意味でも外で養育を受けられるとよいと思っています。

もう1つは先ほど話した、同集団の集団での活動の機会というところ。あと個人的には朝起きて、身支度を整えて「行ってきます」、で「行ってらっしゃい」と送りだして、疲れて帰ってきて、「疲れた、ただいま」、「お帰り」みたいな、これが家庭的な感じがしていて、その機会を保障してあげたい。

どうしても、成人と幼児は、園内で全部生活が完結する。職員が時間では変わるが、ほとんど変わらない中で、行ってらっしゃいを背中に浴びて出かけていくみたいな機会が保障できないかなと思うところです。

（わらべの杜 勝村委員）

わらべの杜はユニット型なので、子供にわかりやすく物を伝えたりとか、1日の生活の流れを、視覚的に見えるようにしたりという支援はやっている。

ユニットのメリットでもありデメリットでもありますが、大人と子どもの距離感がどうしても大舎制よりも近くなる。決まったチームでそのユニットを支援するので、よりその関係性が深まっていくといえますか、子ども自身が自分の担当に対する思いも強いですし、そういった中で区切りをつけて何かを教える時間だったり、これはこの指示に従ってくださいみたいな、というその切り換えをこちらが出たとしても、お子さんがついてこれないじゃないかというところ、あとは、生活の中でも、メリハリというのがやっぱりすごく大切じゃないかと思っています。

（里親センターひこばえ 矢内委員）

乳児院から精陽学園さんに措置変更した子の中で里親と繋がらせてあげたかったが、やりとりが取れないなど色々なことがあって、難しかった子がいた。

乳児院は先のリスクがわからない。この子は大きくなったら何か課題が出てくるかもしれないと思って今は乳児院で生活できている。私たちの思いとしては、児童養護施設に措置変更が考えられる子だったら、家庭生活が可能じゃないかと思う。そういう子は里親委託できるのではないかと思うが、実際は子にリスクがあると難しい。そこは乳児院と児童養護施設での考え方の違いもある。児童養護施設は先の子どもの課題をよく見ているので、里親養育は難しいのではと考えるが、乳児院は割と家庭生活ができる間だけでもさせてあげたいという思いがあります。期間限定でもいいから、その子が家庭生活できる間は特定の大人に見てもらいたい。そのあと障害とか出てきて、専門的な支援が必要になったときに、子どもにしてみればまた生活の場所を移動させることにはなるが、その子にとって家庭生活が必要な時期には家庭生活で

大人との関係性をちゃんと作ることができる。

その子にとっての最善の養育場所としては、専門的な支援が必要になってから専門的な施設に措置変更して、願わくは見てくださっていた里親さんがそのあと3日里親で繋がってくれると、場所は変わるけど、人はつなげてあげられる。

その子の小さいときから知っている人として、その後のパーマネンシーとして、場所の継続性は保ってあげられないけど、人の継続性は保ってあげられることが理想像。そういう思いも乳児院はあります。

児童養護施設の職員から福祉のルールに乗せる、という言い方を聞いて、そういう言い方があるんだと思ったのですが、将来自立しなくちゃいけない、でも1人での自立は無理だろうと考えたとき、早いうちから福祉のベースに乗せることはできるけれど、里親に委託されている子で発達障害的な心配がないとか、何もそういうことがなく養育している人は結構少ないと思います。

最近は何かしら成長していく中で何か出てくるが、里親家庭ではフォローしてできてしまうところがある。勉強でもなんでもそう。施設だったら支援級に行くだろうという子が、里親さんが何とか対応していて、実際里親さんのところから自立したら、社会に適用できなくなり、そこでその子の特性とか問題とかが明らかになったことがあって、そういう課題もあると思います。

また、先程家庭的とは何か、という話がありましたが、昔の里親委託は、乳児院で親と面会がまったくなく、親は全く育てられない状況で委託、という形になっていました。今は実親さんと交流がある子も何年も家に帰れない状況で月1回の面会ぐらいだったら、普段の生活は里親さんの家庭で生活し、月1回程度の交流をして実親さんとの関係を継続するようなケースが増えています。そういった意味では里親委託する子どものニーズも様々になっていて、実親と交流がある子はちょっと受けられないということもある。

里親側で話によく出ているのは、どうして里親委託したいと思っているのかを、県として旗振りしてほしいというか、例えば乳児院みたいに家庭で生活できる間だけでも生活させてあげたいと考えるのか、それが今すごく分かりにくくなっていて、乳児院が里親委託したいと思っても、児相や児童養護施設と考えが合わなくなっていることがある。今回この検討会のお話をいただいたときに、家庭的というのは人によってイメージも違うし、そのあたりをこの検討会で障害児の家庭的をどう考えるのかということをしり合わせていって、こういう部分を担ってもらうのであったら三日里親制度とか、こういう形でやるのがいいね、という考えになると思います。

今はいろいろな場面で、みんなの目指しているものがバラバラで上手くいってないと思うことが多いのでこれから話して固まっていくといいと思います。

ドルカスベビーホームでは早い段階で4人だけ本体施設とは別のところで小規模グループケアを始めました。乳児院の生活はすべて分業しているので、子どもが自分の生活の成り立ちが分からないんです。ご飯の時間になれば厨房で作った食事が出てくるし、洗濯も汚れもののバケツに入れておけばタンクに戻っているという生活なので、生活の成り立ちが見えない。食育や買い物体験などさせてはいるが、体験させていることであって日常にはならないので

す。

小規模をやったときには、洗濯物は部屋で洗って干そうとか、ご飯も食事は全部つくれないけど、ご飯を炊くのと味噌汁を作るのだけやろう、そうすると子どもたちはご飯のにおいをかげる、というのはできるよね、とか、これならできるよね、ということを探してやったことがあるので、小規模という体制が、とかハード面の話になっていくと思うが、そういう何かっということだけでも探せるだけで違うと思う。

県の前担当者の方がこの説明に来た時に小規模を案内したら、こういう形の家庭的っていう考えもあるんですねって言ってくださったんです。大きなことだけではなく、こういった小さなことでも、進めるのではないかと思います。

(座長)

入所施設で生活のプロセスを体験できない中で成長発達していくと、大人になったときに、例えばカレーを作るのに、材料に何があるかわからないとか、スーパーで買える材料なのに全然関係ないものを買ってくるとか。分量もわからないっていうのも出てくると思います。

生活家庭的な環境のひとつとしては、その生活のプロセス、朝起きて顔洗ってご飯食べて、そこでは家族が、親の立場の人がご飯を作ってくれてとか、洗濯物を畳んでいるときには子供もその場で見て手伝ってねとか、入れるぐらい一緒にやろうねとか、そういうちょっとした施設の中で体験できないものを、日々体験できるような、自分ごととして体験できる機会があるのが、ひとつのより家庭的な養育場面になるとお話を聞いていて思いました。

それがどのくらいの成長発達の段階で体験できるのかも議論のポイントになると思いますし、どういう形で生活のプロセスが体験できるのか、機会の提供の仕方、里親に委託できたとして、三日里親なのか、どういう距離感でかかわるのかというのも一つの支援プランというものがあって、こういう条件でこういうふうに関わっていくっていうその里親と契約を結んで、なおかつ、普段の生活の場所は児童養護施設や、障害児の入所施設かもしれないけども、部分的なところで、家庭的な生活体験をしながら成長発達をみんなで見守るみたいなね、そういうイメージが矢内委員のお話の中からは整理できてきたのかなと思いました。

今のお話などを伺っていて、こういうケースの場合にはどうだろうかというところも含めて、またぜひお話いただければと思うのですがいかがでしょうか。

(県・障害サービス課)

障害分野では措置と契約制度が混在している。子どもからすると措置でも契約であろうと変わらない中で制度が混在している。今後の論点を考えていくうえで、先程の中野委員からも話があった弘済学園では契約の割合が多く、トレーニング的な支援が子どもの健全な育成につながっていくのか、措置と契約関係なく、基本は家庭の代替機能というような健全育成に向けた家庭的な養育プラス障害があることによるプラスの専門的な支援があると考えるのは、措置でも契約でも変わらないというのは、お考えはいかがでしょうか。どのような考えをもとに措置、契約を分けているのか。単純に契約できそうな親は契約なのか、措置権限行使しないといけないから措置、そこにこども養育、育っていくことに違いがあるものなのか、いかがでしょうか。

（中央児相・三瓶委員）

措置の場合は要件が決まっていて虐待だとか、家族など何か課題がある。基本は契約が障害の子のベースになっているが、なかなかそういうケースは少ないです。虐待、家族に課題があったりとかそういったところで、児相が措置すべきだろう、せざるをえないっていうケースが増えてきて、そういうケースが施設にお願いするケースが神奈川県では多数を占めているというのが現状です。

（県・障害サービス課）

契約の子というのはある程度期間を決めてトレーニング終わったら帰るということになっているのか。

（中央児相・中野委員）

県立施設は措置、契約で預かっているお子さんも長期になっています。その子の課題が非常にあると、結果的に契約の子も、長期にならざるをえないっていうことはあります。

（県・障害サービス課）

それは子どもにその問題があって子どもの問題が解消しないからということか。

（中央児相・中野委員）

虐待はないが親御さんが対応困難という事例もある。

（県・障害サービス課）

それは養護性とまた違う話ですか。

（中央児相・中野委員）

違います。

（県・障害サービス課）

施設に求めているものとしては児相としても違うものなのではないでしょうか。ある程度のトレーニング的な要素があって、子どもに問題があって、その問題をクリアするためのトレーニングをして、それがクリアできれば家に帰る、トレーニングができないから、帰れないということだとすると、施設に求めるものも違うということではないでしょうか。さっきの話でいうと、家庭的な養育というのがやっぱりこう、健全な育成の中にはある。

（中央児相・中野委員）

弘済学園は結構長期間外泊させている。

それは契約の子が多いからだと思います。外泊も1つの訓練で、ただ外泊中は地域のサービ

スを使っている。

在宅のお子さんの中には、放課後等デイサービスを複数利用しており、学校から送迎してもらい毎日のように、どこかに行っている。土日はショートステイを使っている。こうして在宅サービスで持っている人もいますが、果たしてそれが子どもにとって、本当に落ち着いた生活なのか。そこは疑問ですね。在宅サービスも含めて子どものこと全然考えられていないのではないかと心配しています。

(精陽学園 峯本委員)

措置と契約のところで行くと、精陽学園はどちらかというと有期限を契約入所でやりたいという話をしているところです。訓練的な場合や、有期限でこの時期だけ預かって欲しいという場合も契約はそれでもいいけどそれ以外は措置が良いのではないかと考えている。

まず1つ私がすごく大きく課題に感じているのは先ほど、先生からデシジョンメイキングの話がありましたけど、契約の場合、子どものデシジョンメイキングがない。親が勝手に決めている。大きな問題だと私は思っていて、そうするとこの契約制度は成立しないのではないかと思っています。措置のケースは良くも悪くも児相がご家族から引き離してっていう場合もある。だから取り返そうとする。子と一緒に暮らしたいというエネルギーがすごくおありの親御さんもたくさんいらっしゃる。

契約の場合、むしろ積極的にお願いします、で預けるともう引き取らない。それは子供にとってどうかというところは非常にいつも疑問に思っていて、児童相談所が支給決定していますが、契約入所こそ、きちっとケースワークしないと、預けっ放しになってしまう。半年に1回とか、家庭状況は戻せる状況になっているか等そういうケースワークを契約入所ケースこそ積極的にやっていかないと、子の利益にならないっていうふうには思っている。

どちらかというと、契約入所ケースは親御さんが結構しっかりしているケースが多いので、お任せみたいな形で成立してしまうところがあり、こまやかなケースワークを意図的に盛り込んでいかないと、結局しわ寄せがくるのは子どもだと、そういう制度のような感じを受けます。児童養護と一緒に、基本措置、契約は条件つきがいいのではないかと思っています。

(座長)

契約の場合こそ、ゴール設定がどこなのかケースワークをしていかないと、ほぼお預かり状態になってしまっていて、育児放棄に繋がってしまう。現状の地域の子ども向けのサービスで、様々な業者が入ったり、さらにセルフプランが多いとなってくると、親の役割を家庭環境で担わずに、ほぼすべて外注で済ませているご家庭などもある。

それが問題として表面化しているかという問題化していなくて、親のニーズで子どもが振りまわされて、子供の成長発達にも大きな影響与えているというのが現状のサービスで何か私たちの生活にもたらしているところなのかなと思います。

今回は社会的な障害児の支援体制の検討会ということなので、広く言えば、障害のあるお子さんたちが、豊かな人生を送るために、どういう環境で、しかもそれが家庭任せじゃなくて社会的に作ることができるのかどうかというところだと思います。

サービスの現状による影響も十分に考慮する必要があると思いました。

今日はまとめということよりはむしろ、現状と課題を、それぞれの立場から挙げていただいて、それに基づいて今後の方向性というのを定めていこうということが第1回目になりますので、今日はまず、時間の限りもありますので、このあたりで閉じたいと思います。

以上